

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月20日

東京都港湾局長 松川 桂子

## 1 入札内容

- (1) 件名 臨海副都心における暫定利用（一時貸付け）
- (2) 物件の表示

物件番号	所在	地目	地積
①	江東区青海一丁目2番10、2番18、2番22のうち	宅地	1,877.86 m <sup>2</sup>

- (3) 最低貸付価格（年額） 9,970,149 円

## 2 入札物件の利用条件

- (1) 小売業のうち食品の販売を主たる目的として利用すること。
- (2) 準工業地域に建築できる施設であり、容易に移転し、もしくは除却することが可能なものと認められる施設を設置すること。移動販売車両等、常に移動できる状態での利用を妨げない。
- (3) 入札物件に設置する施設は、原則として階数が2以下で、地階を有しないこと。
- (4) 入札物件に設置する施設は、主要構造部（建築基準法第2条第5項に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (5) 入札物件のうち区分地上権が設定されている部分（江東区青海一丁目2番10及び2番22）については、その制限を遵守すること。
- (6) 施設の整備及びその運営に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境との調和を図ること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、2に示す入札物件の利用条件の全てに適合する利用を行うことが確実と認められる者であることのほか、入札参加申込時点において、次の全てに該当する者であることが必要である。

- (1) 入札物件の貸付けに係る代金及び施設設置に係る費用の支払能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役員員又は構成員でないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) (3)及び(4)に掲げる者から委託を受けた者並びに(3)及び(4)に掲げる者の関係団体及びその役員員又は構成員でないこと。
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者でないこと。

- (7) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 入札参加申込みをした日から過去 1 年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者でないこと。
- (9) 法令等を遵守し、公正で誠実な企業倫理に基づく事業活動を行っている者であること。

4 契約条項を示す場所、入札参加要領（申込書付）の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 9 階中央  
東京都港湾局臨海開発部誘致促進課誘致担当  
電話 03-5320-5583

5 入札手続等

(1) 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、令和 5 年 9 月 11 日（月）から同年 9 月 15 日（金）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日を除く。）の午前 10 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）の間に、申込書等を 4 の場所へ持参により提出しなければならない。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 期 日 令和 5 年 11 月 10 日（金）
- イ 入札時間 午前 11 時から午前 11 時 10 分まで
- ウ 開札時間 入札締切後即時
- エ 場 所 東京都庁第二本庁舎 9 階中央 9 B 会議室

(3) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

入札参加者の見積もる入札金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を、持参人払式小切手（振出しの日から起算し、8 日を経過していない小切手）をもって納付するものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び「所有地の一時貸付けの一般競争入札参加要領（江東区青海一丁目 2 番 10 ほか）」に違反した者のした入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、東京都の最低貸付価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。

(7) その他

詳細については、「所有地の一時貸付けの一般競争入札参加要領（江東区青海一丁目 2 番 10 ほか）」による。

6 その他

入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがある。  
なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しない。